

青森県報

号外第六十七号

平成二十三年
七月一日
(金曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(職員課)…一
- 人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同)…一

人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表第一中「社団法人青森県物産振興協会」を「社団法人青森県物産振興協会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中

「本庁理事
新幹線・並行在来線調整監」を「本庁理事」に

「本庁室長(職務の級行政職給料表八級のものに限る。)」を

「本庁室長(職務の級行政職給料表八級のものに限る。)
新幹線・並行在来線調整監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭